

座間市子育て応援金のご案内



「座間市出産・子育て応援交付金事業」は、国の動きに合わせて、令和7年4月1日から『妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）』に移行しました。

ただし、令和7年3月31日までに出産された場合は、経過措置として、『子育て応援金』の対象です。

申請書の二次元コード等から申請してください。

令和7年3月31日までに出生
「子育て応援金」の対象

別の制度が始まりますが、
間違えないようにしてください。



1 伴走型相談支援

助産師、保健師や看護師による面談を実施し、出産までの見通しや子育て支援について一緒に確認します。

2 経済的支援

(1) 対象者・支給額

子育て応援金 出生した児童の養育者に対し、子ども1人につき5万円を支給

(2) 申請可能時期

子育て応援金 面談（赤ちゃん訪問）後 ~ 対象児童の生後4か月以内

（生後5か月に達する日の前日まで）

※申請期限を過ぎてしまうと、原則支給できませんので十分ご注意ください。

(3) 申請方法

二次元バーコードからWEB(LINE)で申請、または紙の申請書を提出（郵送可）

※郵送の場合、消印有効です。 ※代理人が申請する場合、委任状が必要です。



妊娠

妊娠7~8カ月頃

出産・産後



伴走型相談支援

(1) 母子健康手帳発行



面談

(2) 7・8か月アンケート

出産までの見通しやご相談内容をアンケートします。

面談（希望者のみ）

(3) 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に職員が訪問します。

面談

経済的支援

出産応援金（事業終了）

5万円



申請

子育て応援金

5万円



以下のどちらかで申請してください

オススメ

- 申請書記載の二次元バーコードを、お手元の携帯電話等で読み取ってWEB(LINE)申請
- 申請書に必要事項を記載して提出（本人確認書類等のコピーを貼り付けてください）

